



固定資産税が6倍に!?! 空家の法律が改正されたこと、ご存知ですか？

管理不全空家に指定されると固定資産税の軽減措置が受けられなくなる場合があります。

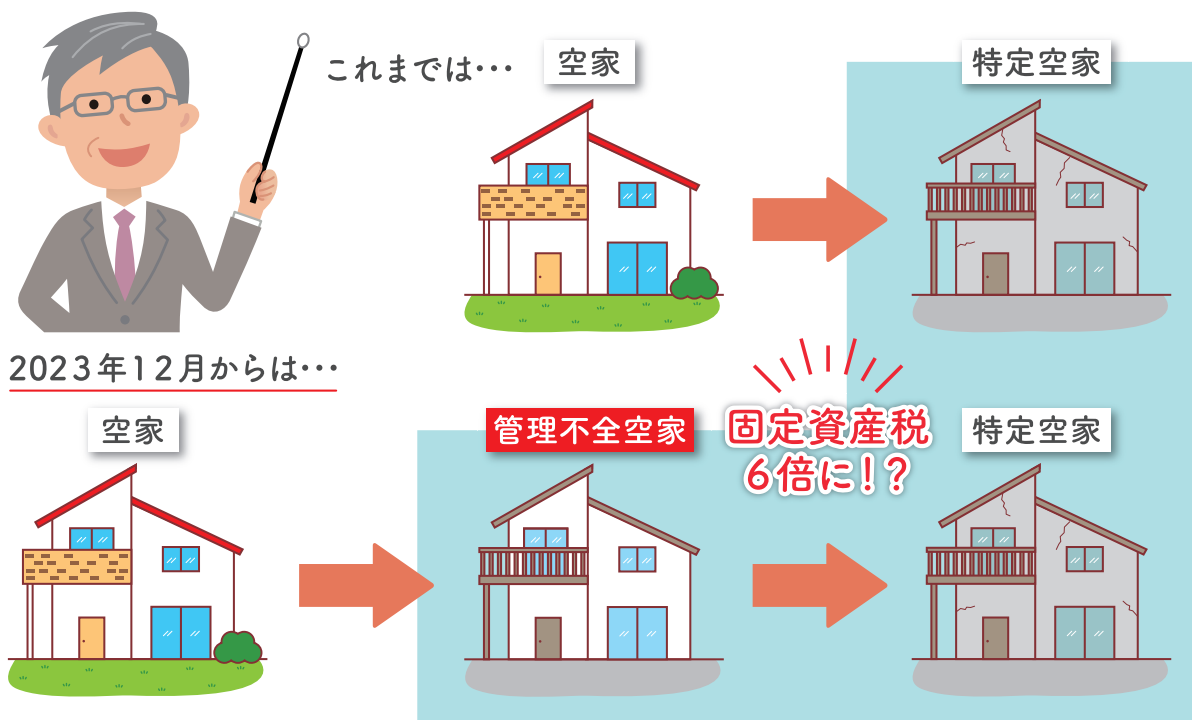
管理不全空家とは…

例えば

- ✓ 倒壊の恐れがある空家
- ✓ ごみや落書きが放置されている空家
- ✓ 衛生環境の悪い空家
- ✓ 周囲に通報される恐れのある空家

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。

これまでは、特定空家に指定された場合、固定資産税の軽減措置が受けられなくなり、最大6倍の固定資産税を支払う可能性がありました。しかし、法律が改正されたことにより、特定空家の一手手前である空家は「管理不全空家」に指定される可能性があり、その場合は特定空家と同様に固定資産税の軽減措置が受けられなくなる場合があります。



- ✓ **特定空家**…周囲に著しい悪影響を及ぼす空家。
- ✓ **管理不全空家**…放置すれば特定空家になるおそれのある空家。



空家を保有するメリットとデメリット

メリット

- ✓ 現状のまま活用できる場合は初期費用が安い
- ✓ 投資物件として運用すると、定期収入が得られる

デメリット

- ✓ リフォーム・修繕に費用が掛かる
- ✓ 管理不全空家に特定される可能性がある
- ✓ 近隣住民とのトラブルの元になる



空家を自分で管理するのは大変・・・

そんなときは私たちにお任せください！

- ✓ 今のうちに売却してスッキリしたい
- ✓ 今後住むかもしれないから残しておきたい
- ✓ 別の不動産会社に取り上げられた経験がある

お客様特典

不動産売却に関する無料相談をお申込みの方に

面談後 **VISAギフトカード 3,000 円分** 進呈

※原則対面での面談が対象。
相談内容によっては、お渡しできない場合がございます。

ワンストップでサポート 生前・遺品整理、相続手続きサービス



家族のための

生前整理・遺品整理

詳しくは
こちら▶



家族のための

相続手続き

詳しくはこちら▶



不動産売却・生前・遺品整理・相続手続きに関するご相談はこちら

全国儀式サービスコールセンター



0120-204-122

相談無料

24時間365日対応

提携会社 株式会社マークス不動産

株式会社全国儀式サービス



全国儀式サービス
公式キャラクター「しろ」

全国儀式サービスは株式会社マークス不動産と不動産売却に関する業務委託契約をしております